

平成16年度インドネシア野菜産地調査結果の概要

1 農業政策の概要

インドネシアは、1985年に米の自給を達成したが、これを維持するため第5次国家開発計画における農業開発は、他の農産物とともに、米の生産維持に重点がおかれている。

園芸（野菜、果実、観賞用植物、薬用植物）政策は、生産量、収量、品質の向上を目指したものとなっており、野菜に対する主な政策は、適地適作品目の選定（first class commodities 特定の地域において、生育条件、市場条件などが適していて、比較優位を持っている作物）、農家と企業との連携、農民組織の強化、新技術の導入による経営の効率化などである。

（1）生産対策及び輸出振興対策の概要

園芸生産の発展を図るため、現在行われている主な政策は次のものがある。

- ア．後背地域での野菜・果実の技術改善への支援
- イ．端境期での野菜生産システム（特にトウガラシとシャロット）の拡大
- ウ．農村・都市の家庭菜園を利用した野菜・果樹の生産の拡大
- エ．品質の改善と食物の安全性確保のための農法・技術の改善
- オ．輸出生産物、輸入代替、食物・飲料などの加工産業への原料の拡大
- カ．価格変動をなくするための生産を制御する作付け体系の改善
- キ．地域の持つ比較優位性に基づいたアグリビジネス、とくに輸出向け、輸入代替向けの開発

また、園芸生産総局の戦略計画 2001 - 2004 によれば、園芸政策は、種子、生産増大、園芸保護、園芸アグリビジネス発展に関する施策からなる。このなかで、園芸生産発展の施策は、競争力を高めるための効率的な経営を通じた生産、収量、品質の改善を目指している。また、園芸生産総局の任務と活動を評価、実施するための指針として、国策大綱（GBHN）、国家開発計画（PROPENAS）を策定するとともに、農業省の基本戦略ならびに未来像、任務、成功のための主要要素、目的、目標、活動からなる上の大統領令（INPRES）のフォローアップに相当する（農業省の）戦略計画（RENSTRA）を策定した。

一方、2002年より、野菜・果実(ばれいしょ、シャロット、コーン、マンゴ、マンゴスティン、ランブータン、ドリアン、葉草、ラン(花卉))の融資制度を予算2,500万ルピアにて開始した。

当該制度は、予算の制約が大きいことから、融資対象農家・農場に対して返済能力等を審査し貸し倒れを防ぐとともに、融資の順番制(現在の融資先の返済を元本に、次の融資者に融資が開始される)を採用している。天災による債務不履行が発生した場合、当該融資計画は破綻する。当該野菜融資は、あまり成功していない模様である。

(2) 野菜輸入制度の概要

農産物、工業製品を含めあらゆる貿易に携わる業者は、商業省(旧商工省、2004年10月に分離)の発行するSIUP(「貿易ライセンス」)による貿易営業許可(Trade Business Permit)が必要とされている。また、すべての輸入業者はAPI(インドネシア語: Angka Pengenal Importir、英語: Importer's Identification Number)を投資調整庁に届出する必要がある。

日本語訳では、SIUPは「貿易ライセンス」、「商業許可」、「営業許可」と称され、IUTは「ビジネス認可」、「事業ライセンス」、「恒久営業許可」と称されるのが一般的である。

ア 輸入管理制度

輸入に関するトレードシステム(輸入業者管理)

輸入業者管理を行う通達が工業商業省大臣より発布されており、一般輸入業者確認番号を取得した輸入業者による自由品目と輸入業者を特定することによる輸入管理が行なわれている品目とがある。

野菜では、にんにくの輸入が食糧調達庁による輸入管理の対象とされていたが、1997年11月に自由化され、現在は野菜の全品目が自由化されている。

特別輸入業者証番号制度(NPIK)

消費者保護、健全な競争での国内産業支援、安定した税収の確保、輸入部門の秩序管理の観点から行われている制度である。

【制度の概要】

- ・特定商品(とうもろこし、米、小麦、砂糖、繊維、繊維製品、履物、電気製品とそのコンポーネント、子供玩具)を輸入する者は、NPIKを保有しなければならない。
- ・NPIKは、輸入業者登録証または生産者兼業輸入業者登録証を所持している業者に対

してのみ交付される。

- ・ NPIK を所持する輸入業者は、毎月、輸入実績の報告が義務付けられる。

イ 関税割割当

野菜の輸入に関する関税割割当の設定はない。

ウ 輸出管理制度

スマトラ産の野菜輸出については、かつては、中央政府の許可が必要であったが、現在では、スマトラ産の野菜輸出を対象とした規制はない模様。

エ 植物検疫措置

植物検疫措置としては、栽培目的を除く一般の植物検疫として輸出国側での植物検疫証明書の取得を義務付けている。なお、栽培用の野菜については農業局からの輸入許可が必要である。

オ 残留農薬規制

インドネシアでは原則として CODEX 基準を採用しているが、1996 年に農業省と保健省が共同で規制告示を通達しており、218 種類の農薬については独自の MRL を設定している。この基準を超える農産物の輸入および国内販売は禁止されている。なお、CODEX および国内で MRL s (最大残留基準) が規定されていない農薬については検出されてはならないとしている。

カ その他

インドネシアでは 1996 年の食品法に基づき、輸入される全ての食品は食品登録することを義務付けており、また放射線照射性食品の検査として輸出国側からの放射性食品安全基準を満たしている証明書を取得することを義務付けている。生鮮および加工の野菜・果実についてはセシウム (Cs) 137 が 300Bq/kg を超えてはならないとしている。

こうした食品衛生に関する規則については保健省 (Ministry of Health) およびその独立行政機関である国家食品医薬品局 (National Agency of Drug and Food Control、BPOM) が管轄している。

(3) FTA への対応

調査時点におけるインドネシア政府の FTA への取り組みは商業省が推進していたが、他の省庁は静観しており、日本とアセアンとの交渉によって推進するものと考えていた。

しかし、2004 年の大統領選によるスカルノ政権からユドヨノ政権への交代により、一転、積極的になっている。

2 野菜生産の動向

1998 - 2003 年の 5 年間の趨勢を見ると、まず野菜の収穫面積・生産量は、作柄等による価格変動から毎年の増減の幅は大きくなっており、花卉、薬用植物も同様の傾向を示している。一方、果実の収穫面積・生産量は増加傾向となっている。

品目別の動向を 2003 年でみると、栽培面積ではトウガラシが 18 万ヘクタールと突出しており、シャロット、ナガインゲン、バレイショ、キャベツ、キュウリ、トマト、ナス（いずれも 2003 年の収穫面積が 4 - 9 万ヘクタールで大きいものから順）であり、これにネギ、クウシンサイ、チンゲンサイ、ヒユナが続く（3 - 4 万ヘクタール）。ジャックフルーツは多年生の樹木であり野菜ではないが、その若い実は食用とされ、キャッサバの葉も広く利用されているが、統計には計上されていない。

生産量では、キャベツ、トウガラシ、バレイショがそれぞれ 135 万トン、106 万トン、101 万トンと生産量が 100 万トンを超えており、次いで、シャロット、トマト、キュウリ、ナス、ナガインゲン、チンゲンサイ、ネギが 30 - 80 万トンとなっている。

3 野菜輸出入の動向

インドネシアは野菜（野菜調整品を含む。以下同じ。）の純輸入国であり、近年、輸入額は輸出額のおおよそ 2.0 - 2.5 倍前後で推移している。しかし、総輸出入額に占める野菜の輸出入額の割合は、増加傾向であるが、2002 年で輸入が 4.4%、輸出が 0.9%と極めて小さい。

日本への輸出額の大きい 4 品目は、HS 分類ベースで、「その他の調整野菜：冷凍または缶詰以外」、「ナス、生鮮または冷蔵」、「その他キャベツ、生鮮または冷蔵」、「サツマイモ」である。2003 年においてこれら 4 品目は、日本への総野菜輸出額のそれぞれ 28.1%、21.2%、12.5%、12.4%を占めた。最近四年間において、これらの野菜品目の輸出量は増加している。

日本からの野菜の輸入は、主に在留邦人向けに、ながいも、やまといも、葉物野菜などが輸入されているが、その量は多くはない。

4 F T Aによる日本への野菜輸出拡大の可能性

今回、調査を行った中部ジャワチパナス、北スマトラブラスタギにおいては、さといも、ほうれんそう、だいこん、ごぼう、かんしょ等の品目において、日本からの種子輸入、日系輸出会社による資材提供（販売）・技術指導という、いわゆる開発輸入が開始されている。

また、観光地であるバリ島でも、EM 菌等を利用した高冷地における野菜有機栽培が行われている。

10年前は、高冷地でも農薬・化学肥料を多投する栽培であったが、ようやくではあるが、有機栽培や減農薬・減化学肥料といった技術が導入・定着している地域が出てきている。また、農業省野菜試験場において技術協力を行っている日本人研究者も、「日本の技術指導があれば、高冷地などでの開発・輸出の可能性は高い」としている。

1,200m以上の高冷地は限定された地域であることから急激な栽培面積の増加は不可能であろうが、今後、開発輸入の進展の程度によるが、インドネシアの野菜輸出が増加することも予想される。

しかし、伝統的輸出先国であるシンガポール、マレーシア等への輸出がオーストラリアなどからの輸出により減少傾向であることを考慮すると、インドネシアにおけ野菜輸出の輸出環境は良好とはいえない側面がある。

5 F T Aによる日本からの野菜輸入の可能性

インドネシアで消費量の多い主な野菜は全てインドネシア国内で栽培されており、また、インドネシア在住の日本人による日本種野菜の栽培も多い。また、ジャカルタ在住の邦人の消費量も多くなく、日本食材にこだわる日本食レストランも少ない。

現地の日本人が栽培した桃太郎と思われる日本種完熟トマトは、日本食材スーパー、高級百貨店でローカルトマトと一緒に販売されており、その小売価格は、日本食材スーパーで 16,250RP（200 円）/kg、高級百貨店で 17,850RP（215 円）/kgと高級百貨店のローカルトマト 13,500 RP（165 円）/kgの 1.3 倍で販売されている。

以上のように、トマトの例では、日本の卸価格と比較してかなり安く、品質面でも大差ないことから、現地の「日本人が作る日本の野菜」と競合する場合は日本からの輸出は難しい状況と思われる。

一方、2002年の消費支出調査による「五分位別人口の総所得・支出に占める割合」により所得階層の動向をみると、支出の高い順に総人口の 20%（4,290 万人）が、総支出

の 43.3% (支出に代えて国民総所得 GNI でもって推定すれば、749 億ドル) を占めている。従って、この分位の人口の平均一人あたり所得は約 1,745 ドルになる。これはこの階層の平均所得の推定値であり、この階層に属するすべての人がこの水準以上の所得をえているわけではないが、仮に正規分布をしていると想定すれば、少なくとも半数以上約 2,200 万人以上が 1,750 ドルの所得を得ていることを示唆している。実際には分布は所得が低いほうに偏移していると思われるので、平均以上を得ている人口数は、この人数よりも少ないかもしれない。しかし、国民一人あたりの年所得が 810 ドルである国で、支出 (所得) を 1,750 ドル以上の人口が 2,000 万人近くいることを示唆している。

また、消費の動向をみると、2002 年の都市部の平均野菜消費金額は、1 ヶ月当たり 10,962 ルピア、総消費支出の 5.3%、食料支出の 9.1% である。

一方、これを階層別にみると、消費支出額の各階層において増加傾向であるが、経済危機以降の 1999 年、2002 年の動向を見ると、特に 1 ヶ月の消費支出額が 100,000 ルピア以上の階層において急増している。低所得者層においては、経済危機とそれに続く所得の減少による購買力の低下に対応して、他の購入品を減らしてでも最低必要な食料品の充足に限られた支出を配分したことを示していると推察されるが、高所得者層においては、健康志向による野菜消費の増加とともに、高品質で安全性の高い高価格の野菜の消費が増加傾向にあると推測される。

このようなことから、オーストラリアなどの輸出青果物、在留日本人等が栽培する日本種野菜と競合するものの、在留邦人及びインドネシアにおける高所得者層をマーケットとし、リーファコンテナの温度管理が同程度でコンテナへの混載が可能な果実等と組み合わせるなどにより量的な限界を克服し、在留日本人だけでなく、インドネシアの高所得者層の需要を見込める高級百貨店での販売も、収益、費用、スケールメリット、プロモーションの面から検討の必要はあるものの、輸出可能性はあると推測される。